

令和6年6月14日(金)
県庁新館14階大会議室

大分県交通安全推進協議会委員会

議 題 資 料



大分県交通安全推進協議会

大分県交通安全推進協議会委員会 次第

日時 令和6年6月14日(金) 10:30～

場所 県庁新館14階 大会議室

1 開会

2 主催者挨拶

大分県交通安全推進協議会 副会長 尾野 賢治

3 議案

(1) 第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について

(2) 第2号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について

4 閉会

第1号議案

令和5年度事業及び収支の現状について

第1 総括（交通事故の発生状況）

令和5年度は、第11次大分県交通安全計画に基づき、

- 死亡事故等重大事故の更なる抑止 ～道路交通の場での緊張感の保持～
- 高齢者とこどもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転を許さない気運の醸成～

を年間重点推進事項に定め事業を展開しました。

【R5交通事故発生状況】

- 死者数 32人（前年比±0人、過去最少）
- 発生件数 2,233件（前年比－38件）
- 負傷者数 2,767人（前年比－37人）
内、重傷者数 268人（前年比＋33人）

【死亡事故の特徴】

○高齢者事故

- ・高齢者の死者数 19人（前年21人）
- ・死者数に占める高齢者の割合 59.4%（前年65.6%）

○道路横断中の事故

- ・道路横断中事故の死者数 8人（前年11人）

○飲酒運転に起因する事故

- ・飲酒事故の死者数 4人（前年比±0人）

第11次大分県交通安全計画（大分県の交通安全に関する施策の大綱）

- 期間：令和3年～令和7年度（5年間）
- 目標：令和7年度までに死者数を34人以下、重傷者数を220人以下
死者数は、2年連続で24人以下を達成したものの、重傷者数は未だ達成しておらず、かつ増加に転じている。
- スローガン：優しいマナーと思いやりの運転県おおいた



シンボルマーク

第2 事業実績

1 交通安全推進事業

(1) 死亡事故等重大事故の更なる抑止

① ハーモニーランドとの連携による街頭啓発(4/17:大分市立金池小学校前)

新入学児童の交通事故防止を図るため、ハーモニーランドのキャラクターと協働した街頭啓発活動を実施



①【ハローキティと街頭啓発】



②【大分城址公園前交差点での街頭啓発】

② 自転車安全利用のための啓発(8/1:大分城址公園前交差点)

通勤者・通学生に対する自転車ヘルメット着用等の呼びかけ～県警・大分市との連携～

③ 横断歩道のマナーアップ～横断歩道では「重い槍」(思いやり)を持とう～

横断歩道での車の停止率全国1位の長野県の戦国武将真田幸村を用いた啓発の展開



【真田幸村を用いた動画による広報啓発】



【JAFと連携してステッカーを配布】

④ 交通安全フェア&白バイ安全運転競技大会の開催(11/5:大分県運転免許センター)

交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図るため県警と共催で実施



【交通安全フェア】



【白バイ安全運転競技大会】

⑤ 交通安全県民大会(9/14:ホルトホール大ホール)

- ・ 県民の交通安全意識の高揚と交通安全功労者の表彰のため、知事や関係団体の方々参加による大会を実施
- ・ 大分市出身の落語家、三遊亭歌奴さんによる交通安全落語



【佐藤知事による功労者の表彰】



【三遊亭歌奴さんの交通安全落語】

⑥ 交通安全ポスターコンクールの開催(7/1~9/7 募集)

- ・ 県民の交通安全意識高揚を目的として、啓発品の素材となるポスター原画を募集
- ・ 「横断歩道マナーアップ」と「自転車安全利用の促進」の2テーマからそれぞれ優秀作品を選定(応募総数188点)

【大賞】芸術緑ヶ丘高校 平井 糸麻さん(左)
芸術緑ヶ丘高校 伊原 健心さん(右)



(2) 高齢者と子供の交通事故防止

① 参加・体験型講習会の開催「新しいいき交通安全体験講座」

市町村、警察本部との協働により、シミュレータを活用した講習会を県内各地で開催
(R5年度: 41回・706人が参加)

② 運転免許自主返納支援制度の周知

講習会の機会を通じ、運転に不安を感じる高齢者に対し、市町村等が行う支援制度を周知

①【体験講座】



②【運転免許自主返納制度周知チラシ】



(3) 飲酒運転の根絶～飲んだらのれん～

① FMラジオ番組「飲んだらのれん劇場」の放送(7～8月)

飲酒機会の増えるお盆時期・年末年始に、コミカルな掛け合いの寸劇番組を放送

② 飲酒運転根絶フェア(12/8:竹町ドーム広場)

知事挨拶によるオープニングの後、庄内神楽女性愛好会^{ひびきかい}響姫会による大蛇退治を演舞し、飲酒運転根絶を呼びかける



【庄内神楽女性愛好会響姫会による神楽パフォーマンス】

(4) 四季の運動

① 春の全国交通安全運動開始式(5/11:大分県庁舎本館正面玄関広場)

県内を拠点に活躍するプロサッカーチーム、ヴェルスパ大分の選手によるパフォーマンス

② おおいた夏の事故ゼロ運動開始式(7/14:大分県庁舎本館正面玄関広場)

県内で「チャリ系アナウンサー」として活躍している大分ケーブルテレコム^{大分ケーブルテレコム}の工藤友美さん^{工藤友美さん}を特命チャリ系ポリスに委嘱

③ 秋の全国交通安全運動開始式(9/21:大分県庁舎本館正庁ホール)

第54回交通安全子供自転車大分県大会において団体優勝を果たした豊後大野市立百枝小学校の児童による交通安全宣言

④ おおいた冬の事故ゼロ運動開始式(12/6:大分県庁舎本館正庁ホール)

県警主催の動画コンテスト「おおいた高校生交通安全S-1グランプリ2023」においてグランプリを獲得した、大分舞鶴高校サイクルリーダーの生徒による交通安全宣言

①春



②夏



③秋



④冬



2 交通事故遺児救済援護事業

(1) 交通事故遺児 人数推移(年度)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
家庭数	39	36	30	30	24	22
人数	53	48	40	42	34	33

(2) 給付事業(R5年度)

給付内容	金額	人数
新規交通遺児激励金	20,000 円	4 人
入学祝金(小1、中1)	50,000 円	8 人
修学旅行助成金(小5・6)	20,000 円	3 人
修学旅行助成金(中2)	30,000 円	5 人
家族ふれあい旅行助成金(小5)	50,000 円	0 人
文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金(小・中)	20,000 円	21 人
クリスマスプレゼント(小・中)	20,000 円	21 人
中学卒業祝金(中3)	100,000 円	2 人
育英支援金(16~18歳)	30,000 円	12 人

(3) 寄附金の収納状況(R5年度)

区分	件数	金額
一般寄附	21 件	2,546,277 円
募金箱	17 件	253,773 円
合計	38 件	2,800,050 円

※ 大分県交通事故遺児等援護基金への寄附は除く

(4) 交通遺児救済援護事業への寄附金贈呈式

寄附があれば県庁で贈呈式を行い、10万円以上の寄附をいただいた企業等に対して、交通安全推進協議会長(知事)名の感謝状を贈呈しています。



【寄附金贈呈式後の記念撮影】



【募金箱】

振興局、市町村、警察署交通課等の窓口に設置

令和5年度大分県交通安全推進協議会収支精算書(案)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	備考
交通安全推進事業会計				
補助金	4,000,000	4,000,000	0	県補助金
預金利息	1,000	11	△ 989	
雑収入等	0	0	0	
小計	4,001,000	4,000,011	△ 989	
救済援護事業会計				
補助金	4,700,000	4,700,000	0	県補助金(基金)
繰越金	4,360,000	4,359,226	△ 774	R4からの繰越額
寄附金	2,000,000	2,800,050	800,050	交推協あて寄附
預金利息	1,000	41	△ 959	
雑収入等	0	0	0	
小計	11,061,000	11,859,317	798,317	
収入計	15,062,000	15,859,328	797,328	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	備考
交通安全推進事業会計				
報償費	200,000	128,832	△ 71,168	額・盾購入等
旅費	5,000	0	△ 5,000	
印刷消耗費	1,400,000	2,043,534	643,534	チラシ・ポスター等の製作
食糧費	10,000	8,800	△ 1,200	県民大会お茶代
通信運搬費	1,000	12,735	11,735	切手等
使用料及び賃借料	300,000	148,850	△ 151,150	イベント会場使用料等
備品購入費	50,000	0	△ 50,000	
その他(委託料)	2,005,000	1,636,250	△ 368,750	イベント運営委託料等
その他(手数料)	30,000	21,010	△ 8,990	振込手数料等
小計	4,001,000	4,000,011	△ 989	
救済援護事業会計				
運営費				
人件費	2,700,000	2,502,603	△ 197,397	書記1名
報償費	5,000	55,000	50,000	交通安全フェア司会料
旅費	5,000	0	△ 5,000	
印刷消耗費	400,000	381,868	△ 18,132	文具・消耗品等
食糧費	0	31,240	31,240	交通安全フェア景品
光熱水費	30,000	24,305	△ 5,695	県庁舎使用に伴う負担金
通信運搬費	60,000	34,775	△ 25,225	iPad通信料
使用料及び賃借料	10,000	54,179	44,179	交推協委員会会場使用料
備品購入費	100,000	0	△ 100,000	
その他(委託料)	0	55,000	55,000	交通安全フェアチラシデザイン委託料
その他(手数料)	40,000	26,175	△ 13,825	振込手数料
内計	3,350,000	3,165,145	△ 184,855	
援護事業費				
援護事業費計	2,210,000	2,214,800	4,800	交通事故遺児33名
新規交通遺児激励金	100,000	80,000	△ 20,000	
入学祝金	350,000	400,000	50,000	
修学旅行助成金	200,000	210,000	10,000	
家族ふれあい旅行助成金	50,000	0	△ 50,000	
クリスマスプレゼント助成金	440,000	420,000	△ 20,000	
中学卒業祝金	300,000	200,000	△ 100,000	
文化・スポーツ鑑賞助成金	440,000	420,000	△ 20,000	
高校生等育英支援金	330,000	360,000	30,000	
その他	0	124,800	124,800	ハーモニーランドチケット
印刷消耗費	800,000	24,860	△ 775,140	封筒製作
通信運搬費	10,000	0	△ 10,000	
寄附金(積立)	1,800,000	2,745,212	945,212	大分県交通事故遺児等援護基金積立
予備費	2,891,000	0	△ 2,891,000	
内計	7,711,000	4,984,872	△ 2,726,128	
小計	11,061,000	8,150,017	△ 2,910,983	
支出計	15,062,000	12,150,028	△ 2,911,972	

(救済援護事業収入)

11,859,317

-

(救済援護事業支出)

8,150,017

=

(令和6年度へ繰越)

3,709,300

監査報告書

大分県交通安全推進協議会の令和5年度の会計監査を下記のとおり実施したので報告します。

記

令和6年4月26日に令和5年度決算書に基づき関係帳簿並びに証票を精査した結果、適正な事務処理が行われており指摘事項はありません。

令和6年4月26日

監事 大分銀行株式会社 営業戦略部長

仲摩典幸 

監査報告書

大分県交通安全推進協議会の令和5年度の会計監査を下記のとおり実施したので報告します。

記

令和6年4月26日に令和5年度決算書に基づき関係帳簿並びに証票を精査した結果、適正な事務処理が行われており指摘事項はありません。

令和6年4月26日

監事 大分県警察本部警務部会計課長

安藤 宏



令和6年度事業計画

第1 基本方針

1 大分県交通安全県民運動実施要綱に基づく運動の推進

令和6年度大分県交通安全県民運動実施要綱案参照

2 運動の推進事項とその設定理由

(1) 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

今後、更に交通事故の犠牲者を減らすには、死亡事故はもとより、それに直結する可能性の大きい歩行者事故等の重大事故抑止に重点指向した取組が必要です。

今年度も、横断歩道でのマナーアップやシートベルト着用の推進、自転車の安全利用促進のための啓発等総合的な取組を進めていきます。

(2) 高齢者とこどもの交通事故防止

依然、高齢者が関与する交通事故が多発傾向にあり、昨年は、交通事故死者の約6割(59.4%)が高齢者となるなど、厳しい現状にあります。

また、こどもが関与する事故は約150件以上発生しており、特に死亡事故は、令和1年には1件、令和2年には3件発生しています。

こうした事故を1件でも抑止するため、今年度も高齢者やこどもを対象とした参加・体験型の交通安全教育を積極的に開催するほか、通学路等での街頭啓発などに取り組みます。

(3) 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転を許さない気運の醸成～

近年、飲酒運転による人身事故は減少傾向にあるものの、昨年は21件で、未だ根絶に至っていません。

飲酒運転を根絶するためには、飲酒運転を許さない気運の醸成が欠かせません

飲酒運転を見かけたら「勇気をもって110番通報」を県民に呼び掛けて参ります。

令和6年度 大分県交通安全県民運動実施要綱



令和5年大分県交通安全ポスターコンクール「大賞」

伊原 健心さん

大分県交通安全推進協議会



優しいマナーと思いやりの
運転県おおいたシンボルマーク

1 目的

この運動は、「第11次大分県交通安全計画」(令和3～7年度)に基づき、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみの運動を展開し、交通事故を抑止することを目的としています。

2 期間

令和6年4月1日(月)から翌年3月31日(月)までの1年間

3 スローガン

優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

4 運動の推進事項

- 死亡・重傷事故等重大事故の抑止
 - 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
 - 自転車等の安全利用の促進
 - 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 高齢者とこどもの交通事故防止
 - 高齢者とこどもの安全な通行の確保
 - 参加体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施
 - 運転に不安を覚える高齢者への支援・助言
- 飲酒運転の根絶 ～ 飲酒運転を許さない気運の醸成 ～
 - 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化
 - 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知
 - アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知



5 街頭啓発日等

以下の日程に合わせたタイムリーかつ効果的な啓発をお願いします。

(1) 街頭啓発日

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月20日	県民交通安全日
	飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 年間行事

春の全国交通安全運動	4月 6日(土)～ 4月15日(月)	10日間
自転車月間	5月 1日(水)～ 5月31日(金)	31日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月12日(金)～ 7月18日(木)	7日間
交通安全県民大会	9月6日(金)ホルトホール大分	
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～ 9月30日(月)	10日間
飲酒運転根絶キャンペーン	12月 1日(日)～12月20日(金)	20日間
飲酒運転根絶フェア	12月上旬 大分市中心部	
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月 11日(水)～12月17日(火)	7日間

1 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

(1)横断歩道での交通ルール遵守とマナーアップ推進

- ドライバー

横断歩道では歩行者有無の確認

歩行者がいれば必ず一時停止！

- 歩行者

道路横断時は、手をあげるなど、**ドライバーに意思表示**をしよう

止まってくれたドライバーには、会釈をしたり手を上げるなど、感謝の気持ちを伝え、

ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を！

県内の信号のない横断歩道で歩行者がいるとき一時停止するドライバーは、31.1%と全国平均(45.1%)を下回っています(2023年JAF調査)

(2)自転車等の安全利用の促進

- 自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は**ヘルメットを着用**

- 交通ルールを守った運転をしよう

- 事故率の高い中高生や高齢者は特に注意

- 自転車等は保険への加入が義務です！



○自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

(3)夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ドライバー

早めのライト点灯と**ハイビームへのこまめな切り替え**を心がけよう

※過去5年間、暗くなってから歩行者をはねた死亡事故において、

ドライバー全員が、ロービーム走行でした(H31~R5)

- 歩行者

早朝・夕暮れ時等の外出時は**明るい服装**と**反射材**を着用しよう

※過去5年間、暗くなってから車にはねられ死亡した歩行者の多くが、

反射材を着用していませんでした(33人/35人、H31~R5)



(4)全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は義務です

- こどもたちを守るために、チャイルドシートは正しく使用しよう

2 高齢者とこどもの交通事故防止

(1)高齢者とこどもの安全な通行の確保

- 高齢者やこどもに**優しいマナー**と**思いやりのある運転**をしよう

- 病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、より一層注意をしよう



(2)参加体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施

- 参加・体験型の交通安全教育(講習)により、身体機能の変化の認識を深めよう

(3)運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

- サポカーなど安全な車を使用しよう

- 運転に不安を覚えたら運転免許自主返納を家族で考えよう

安全運転相談窓口は
#8080です



大分県では高齢者の運転免許自主返納を応援しています！
詳しくは県のホームページをご覧ください

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質・危険な犯罪です!!

～飲酒運転を許さない気運の醸成～

(1) 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化

- 幅広い世代に対する厳しい罰則(懲役、罰金、免許取消)や危険性を周知しよう

酒酔い運転……5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消欠格期間3年
酒気帯び運転……3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消欠格期間2年又は免許停止90日間



(2) 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知

- 飲酒運転発見時の警察官への通報は、「飲んだらのれん条例」で努力義務となっています
- 飲酒運転を見かけたら、**勇気を持って110番通報**しよう

(3) アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知

- 依存症等アルコール相談窓口
 - 県内各保健所
 - ころとからだの相談支援センター(097-541-6290)



第11次大分県交通安全計画

～大分県の交通安全の基本方針～



- 計画の期間: 令和3～7年度まで
 - 目標: 死者数34人 重傷者数220人 以下
 - スローガン: 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた
- ※ シンボルマーク

「ドライバーや歩行者が優しい気持ちになり、交通ルールやマナーを守ってほしい」との思いが込められています

交通安全教育事業 (県のホームページ参照)

お問合せ先 県交通安全推進班 097-506-3062

- 「交通安全教育講師派遣事業」を無料で行っています
- 「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」も行っています

交通事故遺児被害者支援事業

- 県民の皆様からの浄財(寄付金)により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています
ご協力をお願いします



お問合せ先 協議会事務局 097-506-3063

- 交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設しています
電話相談や各地域への巡回も行っています
お気軽にお問い合わせください(相談無料)

お問合せ先 県交通事故相談所 097-506-2166



大分県交通安全推進協議会
事務局: 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先: 097-506-3062(3063)

第2 事業計画

1 主な年間行事

※ 毎月1日(交通マナーアップの日)、20日(県民交通安全日、飲酒運転根絶県民運動日)は、早朝や夕刻の街頭啓発を行います。

	月日	行事	取組
4月	4/6～4/15	春の全国交通安全運動	新入学園児・児童の事故防止のための通学路等での街頭啓発・情報発信
5月	5月中	自転車月間	○道交法・自転車条例に基づくヘルメット着用促進のための啓発 ○事故割合の高い中学・高校生への交通ルール遵守徹底の呼びかけ
6月	6/14	委員会	
7月	7/12～7/18	おおいた夏の事故ゼロ運動	夏休みシーズンの事故防止徹底を図るための街頭啓発や情報発信
	7/1～9/9	交通安全ポスターコンクール	啓発ポスター等の原画作品を広く県民から募集 ポスター制作を通じて県民の交通安全意識の高揚を図る
8月			暑さからくる漫然運転防止のための広報啓発等
9月	9/6	交通安全県民大会 (ホルトホール)	○県民の交通安全意識高揚と交通安全功労者の表彰のため、知事出席の大会を実施 ○「第2部」として講演会等の啓発イベントを検討
	9/21～9/30	秋の全国交通安全運動	日没時間が早まる秋口の夕暮れ時・夜間の事故防止のため、「早めのライト点灯」、「反射材の着用」等の街頭啓発や情報発信
10月			夕暮れ時・夜間の事故防止の啓発
11月			
12月	12/1～12/20	飲酒運転根絶キャンペーン	飲酒機会の増える年末・年始の飲酒運転を抑止するため、「飲んだらのれん」を合い言葉とした街頭啓発や各種メディアでの情報発信
	12/10	飲酒運転根絶フェア	知事、県議会議員、交通安全協会、交通安全母の会等参加による大会。 県民参加の啓発イベントで飲酒運転防止を呼びかける
	12/11～12/17	冬の事故ゼロ運動	飲酒運転の根絶や夕暮れ時と夜間の事故防止等呼びかけるための街頭啓発や情報発信
1月			冬季の事故防止
2月	2月中	幹事会	
3月			新入学期児童の事故防止のための広報啓発

2 通年事業

- ① 交通遺児救済援護事業 令和6年4月末現在(調査中):19家庭25名の交通遺児を認定
季節のイベントに合わせ支援金を贈呈
○入学祝い金(5万円)
○修学旅行助成金(2～3万円)
○中学校卒業祝い金(10万円) など
- ② 交通事故遺児援護基金への寄附金受付
交通安全推進協議会(事務局)で随時受付けています(金額の多寡は問いません)。
皆さんの気持ちが交通遺児の励みになります。

令和6年度大分県交通安全推進協議会収支予算書(案)

収入の部

(単位:千円)

科目	6年度予算額(A)	5年度予算額(B)	比較増減(A-B)	備考
交通安全推進事業会計				
補助金	4,000	4,000	0	県補助金
預金利息	1	1	0	
雑収入等	0	0	0	
小計	4,001	4,001	0	
救済援護事業会計				
補助金	4,700	4,700	0	県補助金(基金)
繰越金	3,710	4,360	△ 650	R5からの繰越額
寄附金	2,000	2,000	0	交推協あて寄附
預金利息	1	1	0	
雑収入等	0	0	0	
小計	10,411	11,061	△ 650	
収入計	14,412	15,062	△ 650	

支出の部

(単位:千円)

科目	6年度予算額(A)	5年度予算額(B)	比較増減(A-B)	備考
交通安全推進事業会計				
報償費	150	200	△ 50	額・盾購入等
旅費	5	5	0	
印刷消耗費	1,705	1,400	305	チラシ・ポスター等の製作
食糧費	10	10	0	弁当代等
通信運搬費	1	1	0	切手等
使用料及び賃借料	200	300	△ 100	イベント会場使用料等
備品購入費	0	50	△ 50	
その他(委託料)	1,900	2,005	△ 105	イベント運営委託料等
その他(手数料)	30	30	0	振込手数料等
小計	4,001	4,001	0	
救済援護事業会計				
運営費				
人件費	2,700	2,700	0	書記1名
報償費	5	5	0	賞状・額購入
旅費	5	5	0	書記旅費
印刷消耗費	400	400	0	文具・消耗品等
光熱水費	30	30	0	県庁舎使用に伴う負担金
通信運搬費	50	60	△ 10	iPad通信料
使用料及び賃借料	20	10	10	県庁舎利用料等
備品購入費	0	100	△ 100	
その他(手数料)	30	40	△ 10	振込手数料
内計	3,240	3,350	△ 110	
援護事業費				
援護事業費計	2,330	2,210	120	交通事故遺児への助成
新規交通遺児激励金	60	100	△ 40	
入学祝金	250	350	△ 100	
修学旅行助成金	220	200	20	
家族ふれあい旅行助成金	100	50	50	
クリスマスプレゼント助成金	420	440	△ 20	
中学卒業祝金	500	300	200	
文化・スポーツ鑑賞助成金	420	440	△ 20	
高校生等育英支援金	360	330	30	
その他	0	0	0	
印刷消耗費	400	800	△ 400	募金箱等の製作
通信運搬費	10	10	0	
その他(委託料)	70	0	70	チラシデザイン委託料
寄附金(積立)	1,800	1,800	0	大分県交通事故遺児等援護基金積立
予備費	2,561	2,891	△ 330	
内計	7,171	7,711	△ 540	
小計	10,411	11,061	△ 650	
支出計	14,412	15,062	△ 650	

大分県交通安全推進協議会要綱

(名称)

第1条 この協議会は、大分県交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、関係機関及び団体等の有機的な連絡協調を図り、もって県下における交通安全運動、交通安全教育並びに交通遺児及びその家族(以下「交通遺児等」という。)に対する救済援護活動等を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全の調査、広聴に関すること。
- (4) 交通遺児等への救済援護活動に関すること。
- (5) 交通安全功労者等の表彰に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体により構成する。

(役員及び委員の選任)

第5条 協議会に、次の役員及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 委員

2 役員及び委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大分県知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、会長が委嘱する。
- (5) 委員は別表2のとおりとする。

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が民法(明治29年法律第89号)第108条の規定に該当するときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 監事は、協議会の経理を監査する。

- (4) 顧問は、協議会の活動及び運営について、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする
- 2 委員は、協議会の事業効果が図られるよう、その所属機関、団体において推進に努めるものとする。

(委員会)

第7条 協議会に、次の事項について審議し、決定する委員会を置く。

- (1) 要綱の改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関する事。
- 2 委員会は、毎年1回事業年度終了後会長が招集するほか、会長が必要と認めるときに招集する。
- 3 委員は、委員会の招集を会長に要請することができる。
 - 4 会長は、委員会の議長となる。
 - 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
 - 6 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の所属する団体の職員のうちから会長が選任する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には大分県生活環境部生活環境企画課長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。
- 3 幹事会は、次の事項について審議または処理する。
 - (1) 委員会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 委員会に付議すべき事項に関する事。
 - (3) 連絡調整に関する事。
- (4) その他幹事会の運営に関する事。

(部会)

第10条 会長は、特別の事項を処理するため必要があるときは、関係の委員又は幹事をもって構成する部会を設置して行わせることができる。

(表彰)

第11条 協議会は、交通安全に関し、特別の功労のあった者又は団体等に対して、会長表彰を行うものとする。

- 2 表彰の基準その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第13条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品

(2) 補助金

(3) 利息等その他の収入

(事務局)

第14条 協議会の事務局を、大分県生活環境部生活環境企画課に置く。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年 8月 6日から施行する。

大分県交通安全対策協議会要綱は、廃止する。

この要綱は、平成 7年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 7月 1日から施行する。

改正要綱第2条及び第3条は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 2月21日から施行する。

この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 2日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月13日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 9月 9日から施行する。

この要綱は、令和4年 8月15日から施行する。

大分県交通安全推進協議会構成団体名簿

団 体 名		団 体 名	
1	(公財)大分県交通安全協会	41	大分県弁護士会
2	(一財)大分県自動車会議所	42	大分県医師会
3	(一社)大分県自動車整備振興会	43	大分県市町村教育委員会連合会
4	大分県自動車販売店協会	44	大分県立学校長協会
5	(一社)大分県バス協会	45	大分県中学校長会
6	(一社)大分県タクシー協会	46	大分県小学校長会
7	(公社)大分県トラック協会	47	大分県国公立幼稚園会
8	(一社)大分県自家用自動車協会	48	(一財)大分県私学協会
9	(一社)大分県安全運転管理協議会	49	大分県私立幼稚園連合会
10	(一社)大分県指定自動車教習所協会	50	大分県PTA連合会
11	自動車安全運転センター大分県事務所	51	大分県高等学校PTA連合会
12	大分県自転車・二輪車商協同組合	52	大分県私立中学高等学校保護者会
13	大分県二輪車普及安全協会	53	大分県市長会
14	(一社)日本自動車連盟大分支部	54	大分県町村会
15	全国共済農業協同組合連合会大分県本部	55	大分県消防長会
16	九州製鉄所大分地区交通安全推進会	56	大分県連合青年団
17	大分県交通安全母の会・(一社)大分県地域婦人団体連合会	57	大分合同新聞社
18	大分県女性ドライバー協議会	58	西日本新聞大分支局
19	(独)自動車事故対策機構大分支所	59	読売新聞大分支局
20	九州旅客鉄道(株)大分支社	60	朝日新聞大分総局
21	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所	61	毎日新聞大分支局
22	大分県運転代行事業組合	62	日本経済新聞大分支局
23	大分県商工会議所連合会	63	日刊工業新聞社東九州支局
24	大分県商工会連合会	64	共同通信大分支局
25	大分県中小企業団体中央会	65	時事通信大分支局
26	(一社)大分県建設業協会	66	NHK大分放送局
27	(一社)大分県産業資源循環協会	67	(株)大分放送
28	大分県石油商業組合	68	(株)テレビ大分
29	(一社)大分県食品衛生協会	69	(株)大分朝日放送
30	大分県飲食業生活衛生同業組合	70	(株)エフエム大分
31	大分県社交飲食業生活衛生同業組合	71	九州運輸局大分運輸支局
32	大分県酒造組合	72	九州地方整備局大分河川国道事務所
33	大分県小売酒販組合連合会	73	九州地方整備局佐伯河川国道事務所
34	(公財)大分県老人クラブ連合会	74	大分労働局
35	(福)大分県社会福祉協議会	75	市町村
36	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟	76	大分県議会
37	(公社)ガールスカウト大分県連盟	77	大分県教育庁
38	大分県自治会連合会	78	大分県警察
39	大分県民生委員児童委員協議会	79	大分県
40	大分県公民館連合会	計	79団体

大分県交通安全推進協議会役員名簿

役職	委員名	
1	会長 大分県知事	
2	副会長	大分県副知事
3		大分県教育長
4		大分県警察本部長
5		(公財)大分県交通安全協会会長
6		大分県交通安全母の会会長 兼(一社)大分県地域婦人団体連合会長
7	監事	大分銀行営業戦略部長
8		大分県警察本部会計課長
9	顧問 大分県議会議長	
10	委員 (一財)大分県自動車会議所理事長	
11	委員 (一社)大分県自動車整備振興会長	
12	委員 大分県自動車販売店協会会長	
13	委員 (一社)大分県バス協会会長	
14	委員 (一社)大分県タクシー協会会長	
15	委員 (公社)大分県トラック協会会長	
16	委員 (一社)大分県自家用自動車協会会長	
17	委員 (一社)大分県安全運転管理協議会長	
18	委員 (一社)大分県指定自動車教習所協会会長	
19	委員 自動車安全運転センター大分県事務所長	
20	委員 大分県自転車・二輪車商協同組合理事長	
21	委員 大分県二輪車普及安全協会会長	
22	委員 (一社)日本自動車連盟大分支部長	
23	委員 全国共済農業協同組合連合会大分県本部長	
24	委員 九州製鉄所大分地区交通安全推進会会長	
25	委員 大分県女性ドライバー協議会長	
26	委員 (独)自動車事故対策機構大分支所長	
27	委員 九州旅客鉄道(株)大分支社長	
28	委員 西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所長	
29	委員 大分県運転代行事業組合代表理事	
30	委員 大分県商工会議所連合会長	
31	委員 大分県商工会連合会長	
32	委員 大分県中小企業団体中央会長	
33	委員 (一社)大分県建設業協会会長	
34	委員 (一社)大分県産業資源循環協会会長	
35	委員 大分県石油商業組合理事長	
36	委員 (一社)大分県食品衛生協会会長	
37	委員 大分県飲食業生活衛生同業組合理事長	
38	委員 大分県社交飲食業生活衛生同業組合理事長	
39	委員 大分県酒造組合会長	
40	委員 大分県小売酒販組合連合会会長	
41	委員 (公財)大分県老人クラブ連合会長	
42	委員 (福)大分県社会福祉協議会長	

役職	委員名
43	委員 (公社)日本ボーイスカウト大分県連盟長
44	委員 (公社)ガールスカウト大分県連盟長
45	委員 大分県自治会連合会長
46	委員 大分県民生委員児童委員協議会長
47	委員 大分県公民館連合会長
48	委員 大分県弁護士会長
49	委員 大分県医師会長
50	委員 大分県市町村教育委員会連合会長
51	委員 大分県立学校長協会会長
52	委員 大分県中学校長会長
53	委員 大分県小学校長会長
54	委員 大分県国公立幼稚園・こども園会会長
55	委員 (一財)大分県私学協会会長
56	委員 大分県私立幼稚園連合会長
57	委員 大分県PTA連合会会長
58	委員 大分県高等学校PTA連合会長
59	委員 大分県私立中学高等学校保護者会長
60	委員 大分県市長会長
61	委員 大分県町村会長
62	委員 大分県消防長会長
63	委員 大分県連合青年団長
64	委員 大分合同新聞社長
65	委員 西日本新聞大分支局長
66	委員 読売新聞大分支局長
67	委員 朝日新聞大分総局長
68	委員 毎日新聞大分支局長
69	委員 日本経済新聞大分支局長
70	委員 日刊工業新聞社東九州支局長
71	委員 共同通信大分支局長
72	委員 時事通信大分支局長
73	委員 NHK大分放送局長
74	委員 (株)大分放送社長
75	委員 (株)テレビ大分社長
76	委員 (株)大分朝日放送社長
77	委員 (株)エフエム大分社長
78	委員 九州運輸局大分運輸支局長
79	委員 九州地方整備局大分河川国道事務所長
80	委員 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長
81	委員 大分労働局長
82	委員 大分県議会福祉保健生活環境委員長
83	委員 大分県警察本部交通部長
84	委員 大分県生活環境部長

